【小規模事業者持続化補助金】のご案内　※小規模事業者支援パッケージ事業（平成２５年度補正予算）

１．【小規模事業者持続化補助金】とは何ですか？

小規模事業者の皆様が取り組む、新商品開発・店舗改装・販路開拓など、新たな販売促進活動に対して補助金を交付する事業です。

２．どのような取り組みに補助金が交付されるのですか？

＜次の要件が必要です＞

①小規模事業者の皆様が策定した「経営計画」に基づいて実施する事業であること。
- 経営革新計画承認申請書その他、経営計画を自ら作成している小規模事業者。

②商工会議所等の支援を受けながら取り組む事業であること。
- 商工会議所等が記載し、公募申請時に提出する『事業支援計画書』の発行を受けたうえで、公募申請すること。
- おおむね１年以内に売上の増加に繋がることが見込まれる事業であること。

③以下に該当する事業でないこと。
- 既に国の他の補助金・助成金を受けている事業。
- 「風俗営業等に関する法律」に規定する風俗営業。
- 取り組みが１年以内に売上の増加に繋がらない事業。

３．具体的な取り組み事例を教えてください。

＜具体的な取り組み事例＞
①販売促進用チラシ作成・配布
②販売促進用ＰＲ（新聞広告・Ｗｅｂ広告等）
③商談会･見本市への出展
④店舗改装（陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など）
⑤商品パッケージ（包装）の改良
⑥ネット販売システムの構築
⑦移動販売・出張販売
⑧新商品の開発
⑨景品・販売促進品の製造、調達　ほか

４．補助対象となる事業者は？

- 亀山商工会議所地区内の小規模事業者であること

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数　５人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　５人以下
サービス業のうち、宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　２０人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　２０人以下

※創業予定者は補助対象外です。

その他、内容等、詳しくは必ず日本商工会議所の公募要領等にて各自ご確認ください。

５．補助率・補助対象となる経費を教えてください。

- 補助率 ⇒ 補助対象経費の 2／3 以内。(補助対象事業費 75 万円のうち、補助金上限 50 万円)
  ※雇用増加を図る取り組みについては補助対象事業費 150 万円のうち、補助金上限 100 万円)

- 以下の条件を全て満たす必要があります。

①使用目的が事業実施に直接必要であると明確に特定できる経費。
②交付決定日以降に発生した経費。
（交付決定以前の支出は対象外）
③証拠資料等によって金額が確認できる経費。

経費内容	
①機械装置等費用	⑦雑役務費
②広報費	⑧借料
③展示会等出展費用	⑨専門家謝金
④旅費	⑩専門家旅費
⑤開発費	⑪委託費
⑥資料購入費	⑫外注費

６．補助金の申請手続きを教えてください。

（１）公募予定は次の通りです。

①第一次公募
- 受付開始　⇒　平成 26 年 2 月 27 日（木）
  - ●第１次受付締切　→　平成 26 年 3 月 28 日（金）
  - ○第２次受付締切　→　平成 26 年 5 月 27 日（火）

②第二次公募　※平成 26 年 7 月頃を予定。

★応募件数　⇒　同一事業者からの応募は１件とします。

（２）申請書提出先・問い合わせ先

日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局
〒１５１－００５１東京都渋谷区千駄ヶ谷３－１１－８
電話番号０３－５４１３－７２２１
◇問い合わせの対応時間は、9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日除く）となります。

（３）支援先（『事業支援計画書』の発行などについて）

亀山商工会議所（電話番号：０５９５-８２-１３３１）

７．補助金の採択･審査はどのようになるのですか？

①提出された公募申請書を外部有識者にて書面審査を実施した後、採択審査委員会で決定。
（プレゼンテーションやヒアリングは行いません）
↓
②応募者に採択・不採択の結果を通知します。※審査結果の問い合わせには応じません。
↓
③採択された事業者には交付申請書の提出を通知します。
補助金交付申請書を提出いただきます。
↓
④交付決定を通知します。（以後より補助対象事業への取り組みが可能となります）

※補助事業期間は平成 27 年 1 月 31 日（土）までです。